

厚木市乳児健康診査助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康診査の受診の機会を確保することにより、乳児の健全な育成を資するとともに、保護者の経済的な負担の軽減を図るため、予算の範囲内において厚木市乳児健康診査助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康診査 厚木市乳児健康診査実施要綱（令和4年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）に規定する厚木市乳児健康診査をいう。
- (2) 保護者 当該乳児の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に当該乳児を監護する者をいう。
- (3) 契約医療機関 実施要綱第5条第1項に定める実施医療機関をいう。
- (4) 契約外医療機関 契約医療機関以外の医療機関をいう。
- (5) 受診対象者 実施要綱第2条に規定する対象者をいう。

(対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、受診対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 重篤な疾患等により契約外医療機関に入院し、又は通院している者で、契約医療機関において健康診査を受診できないもの
- (2) 保護者の里帰り出産その他やむを得ない事情により、市外に滞在している者で、契約医療機関で健康診査を受診できないもの

2 助成金の交付を受けることができる者は、前項に規定する助成対象者の保護者とする。

(受診の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、助成対象者が健康診査を受診する前に、厚木市乳児健康診査依頼申請書を市長に提出しなければならない。

(依頼書等の交付)

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、次に掲げる書類を申請者に交付するものとする。

- (1) 厚木市乳児健康診査依頼書（以下「依頼書」という。）
- (2) 健康診査票

(受診方法)

第6条 前条の規定により依頼書の交付を受けた申請者は、依頼書の有効期限までに、契約外医療機関に依頼書及び健康診査票を提出し、助成対象者に健康診査を受診させ、及び当該健康診査に係る費用を支払うものとする。

(対象経費)

第7条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、健康診査に係る受診費用とする。

(助成額)

第8条 助成金の額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

(1) 健康診査を受診した日の属する年度に本市が実施要綱第5条に規定する者と締結している厚木市乳児健康診査業務委託契約において定められた当該健康診査に係る委託料の単価

(2) 助成対象経費の額

(交付申請)

第9条 申請者は、実施要綱第2条第1項各号に掲げる健康診査の区分ごとに、当該健康診査を受診した日から起算して60日以内に、厚木市乳児健康診査費用助成金交付申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 領収証等健康診査に係る費用を支払ったことを証する書類の原本

(2) 健康診査票（市提出用）

(交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、速やかにその内容を審査し、助成金の交付を承認するときは厚木市乳児健康診査助成金交付決定通知書により、承認しないときは厚木市乳児健康診査助成金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第11条 市長は、前条の規定により交付決定をしたときは、当該交付決定をした日から起算して30日以内に助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、前条の規定により助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。